



伏見^{ふし}天皇^み置^{てん}文案^{のう}（重要文化財）^{おき} ^{ふみ} ^{あん}

後伏見天皇筆

一軸 縦 33.5 cm 横 47 cm

鎌倉末期写

置文とは本人の死後に關して自らの意志を表明する証書で、今日の遺言状にあたる。

鎌倉時代、天皇家では後嵯峨法皇の子、後深草と亀山の間に皇位継承をめぐり争いが起こった。幕府の命で亀山天皇が即位し、続いてその子後宇多も天皇についた。しかし、執権北条時宗が介入し後深草の子、伏見を即位させたことで皇位継承争いに発展した。

この争いから後深草・伏見系統の持明院統と亀山・後宇多系統の大覚寺統に分裂。当初、交互に天皇に即位する取り決めを作ったが、この約束も守られず、両統は激しく争

天皇系図



い、その後南北朝時代といわれる対立が明德三年(一三九二)まで半世紀以上続き、皇統は持明院統となって現在に及んでいる。

掲出資料は正安三年(一三二〇)九月一日に伏見上皇(一二六五〜一三二七)が記した置文をその子後伏見天皇(一二八八〜一三三六)が清書したものの。

伏見天皇は第一皇子(後伏見)を即位させたが、わずか三年で退位。次期天皇に大覚

寺統から後二条が即位した。

伏見上皇は後の皇位を大覚寺等が継承するのを封ずるため、後伏見の弟富仁親王の立太子に成功した。めまぐるしく変動する政治情勢を背景に認められたのがこの置文である。

内容は、後伏見に皇子が出生した場合、この直系が皇位を継ぐべきであると申し置いたものとなっている。

ここに書かれた伏見天皇の意図は、後に光厳天皇の即位によって達せられることとなる。皇位継承に関する宸翰(天皇直筆の文書)として注目される資料である。

(天理図書館 中村迪也)

天理図書館のお知らせ Tel:0743-63-9200 <http://www.tcl.gr.jp/>
 平日(午前9時~午後5時半) 土・日・祝(午前9時~午後4時半)
 ただし7月16日および31日は休み
 (本欄にて紹介した名品の閲覧については係へお尋ねください)